

第 6 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 14 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第6回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年6月14日（金） 午後2時から午後2時53分まで

2 開催場所 秋田市役所 6-A会議室

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 19人

1番	齊藤善彦	2番	佐々木吉秋
3番	鈴木昇	4番	白岩勝
5番	関正美	6番	相場堅一
7番	加藤淳	8番	武藤真作
9番	星容子	10番	伊藤洋文
11番	三浦宏和	12番	柴田ますみ
13番	佐々木和昭	14番	加賀屋慎一
15番	鎌田悦雄	16番	佐々木繁明
17番	藤田修	18番	佐々木英久
19番	佐藤きよ子		

5 欠席農業委員
なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名
第2 会期決定
第3 会務報告
第4 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
第5 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
第6 議案第27号 農用地利用集積計画（令和6年度第3号計画）に関する件
第7 議案第28号 非農地証明申請に関する件

7 事務局職員

事務局長	佐々木嘉文	参事	熊谷勝
副参事	伊藤弘	副参事	住谷真人
副参事	稲葉隆	主席主査	勝田茂満
主査	幸野善寿	主査	鈴木百愛
主任	越前屋麻希子	主任	佐藤知拡

8 書記

主任 佐藤知拡

9 議事録署名委員

6番 相場堅一 7番 加藤淳

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	<p>ただいまから、令和6年第6回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、委員定数19名中、19名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p>【会長あいさつ】</p>
議長	<p>それでは、第6回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしの声がございますので、6番相場堅一委員と7番加藤淳委員にお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。</p> <p>それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いします。</p>
4番白岩勝委員	<p>【第1区域部会の報告】</p>
18番佐々木英久委員	<p>【第2区域部会の報告】</p>
15番鎌田悦雄委員	<p>【第3区域部会の報告】</p>
13番佐々木和昭委員	<p>【第4区域部会の報告】</p>
3番鈴木昇委員	<p>【第5区域部会の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告2「一般社団法人秋田県農業会議第98回常設審議委員会」および会務報告3「一般社団法人秋田県農業会議第40回理事会」について、私から報告します。</p> <p>【会務報告2および3の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告4「令和6年度秋田県都市農業委員会会長会通常総会」について、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 (伊藤副参事)	<p>【会務報告4の報告】</p>

議 長	次に、会務報告5「令和5年度全国農業委員会会長大会」および会務報告6「県選出国會議員要請集会」ならびに会務報告7「秋田中央地区農業委員会会長会管外視察研修」につきまして、事務局から報告をお願いします。
事務局 (伊藤副参事)	【会務報告5から7までの報告】
議 長	次に、会務報告8「会長専決による令和7年度農林関係税制改正に関する要望」について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告8の報告】
議 長	次に、会務報告9「農地法第3条の3の規定による届出」から会務報告13「現況地目照会に係る回答について」までの5件について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (住谷副参事)	【会務報告9から13までの報告】
議 長	以上で、会務報告の説明が終わりました。ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問がないようですので、次の議案に移ります。 はじめに、日程第4、議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、3件を上程します。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (稲葉副参事)	議案書1ページおよび2ページの3件について説明いたします。 番号1。借受人は、 。貸出人は、 。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 貸出人は労力不足により経営縮小を進めており、申請地も他の農業者と賃貸借権を設定していましたが、当該農業者の都合により耕作できなくなったため、近くに住む借受人に耕作を依頼し、賃貸借権を設定しようとするものです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、借受人は畑作業にかかる農業機械を所有し、農業技術は問題ないと考えられます。 農作業常時従事について、借受人は年間300日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 次の、番号2および番号3は、ほ場整備工事が計画されている区域周辺で、区域内と区域外の農地の交換を行うもので、関連がありますので一括してご説明します。 なお、これらの農地は、改正された農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画が策定されている区域にあることから、農地法第3条で取り扱うものです。

事務局 (稲葉副参事)	<p>番号2の譲受人は[]、譲渡人は[]。 番号3の譲受人は[]、譲渡人は[]。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人はそれぞれ農業機械一式を所有しており、農業技術は問題ないと考えられます。 農作業常時従事について、譲受人はそれぞれ年間155日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 これら3件とも、地域との調和要件について、借受人および譲受人への権利設定および権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われまます。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えまます。 説明は以上です。</p>
議長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、現地を調査した中嶋庄悦推進委員から報告を受けた4番、白岩勝委員から報告をお願いします。</p>
4番白岩勝委員	<p>4番白岩です。中嶋推進委員より報告がありました。問題がないとのことですので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>次に、番号2と番号3について、現地を調査した藤嶋卓也推進委員から報告を受けた私から報告をします。 先日、藤嶋推進委員から電話連絡がありまして、特に問題はないとのことでした。私も同意見ですので、ご審議よろしくをお願いします。 それでは質疑を行います。ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。</p>
11番三浦宏和委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>11番三浦委員、どうぞ。</p>
11番三浦宏和委員	<p>11番三浦です。今の事務局の説明によると、以前であれば利用権設定できたものが、地域計画が策定されたために農用地利用集積等促進計画に移行となると思うのですが、今回の場合は農地中間管理機構を通した中間管理が必要ないことから、農地法3条で農地の交換を行うということによるのでしょうか。</p>
事務局 (稲葉副参事)	<p>令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、農用地利用集積計画が廃止となり、権利の設定は農地法3条又は農用地利用集積等促進計画による手続きとなります。 経過措置として令和7年3月31日までは、農用地利用集積計画での手続きは可能ですが、対象農地がある地区で「地域計画」が策定された場合は、策定日の前日までしか手続きができないことになっています。 先ほど説明しましたように、このたび交換しようとする農地は既に地域計画が策定されている区域にあることから、農地法第3条で取り扱うものです。</p>
11番三浦宏和委員	<p>はい、議長。</p>

議 長	11番三浦委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員	11番三浦です。農地と農地の交換で相手先が決まっているため農地中間管理機構が使えないので、農地法3条で扱うというわけではなく、単純に期限の問題なのでしょうか。
事 務 局 (稲葉副参事)	そのとおりです。
議 長	他にご質問、ご意見等はございませんでしょうか。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、3件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を上程します。 事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局 (勝田主席主査)	それでは、議案書の3ページをご覧ください。 番号1。譲受人は[]、譲渡人は[]。施設の概要は駐車場への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、譲受人は個人で電気工事業を営んでおり、今回、自宅兼事務所前の敷地について整備するのに伴い、駐車場用地が必要となったことから、敷地に隣接する申請地を選定し転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農業振興地域内、農地区分は第2種農地です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金、申請適格等は適合、過去の転用実績はなし。工事着工および完了の期間は、許可日から令和6年11月30日まで。土地改良区等からの意見書は、畑のため不要です。 被害防除において、隣接に対する措置は土留め工事をする。排水計画において汚水・生活雑排水はなし、雨水は自然流下です。 現地は令和6年5月30日に確認しております。 次に番号2。借受人は[]、貸出人は[]外2名。施設の概要は資材置場外への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。

事務局
(勝田主席主査)

転用事業計画について、借受人は、県が発注する河川災害復旧工事を受注しており、施工に必要な資材置場等の用地を探していましたが、農地以外で適地がなかったことから、施工区に隣接する申請地を選定し転用しようとするものです。

立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農業振興地域内、農地区分は農用地区域内農地です。

一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金、申請適格等は適合、過去の転用実績はあり。工事着工および完了の期間は、許可日から令和6年12月27日まで。

被害防除において、隣接に対する措置は土留め工事をする、ロープで農地を囲い込む。排水計画において汚水は仮設トイレ、生活雑排水はなし、雨水は自然流下です。

現地は令和6年5月31日に確認しております。

次に番号3。借受人は[REDACTED]、貸出人は[REDACTED]。施設の概要は、現場事務所および資材置場等への一時転用。権利の種類等は記載のとおりです。

次に、農地転用許可申請説明資料の5ページから6ページまでをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。

転用事業計画について、借受人は秋田県が発注する河川改修に伴う鋼橋架設工事を受注しており、工区の近隣で現場事務所や資材置場に利用する土地を探したものの適地がなかったことから、工区までの道がほぼ直線であり大型車両の進入等が容易な当該地を選定し、一時転用しようとするものです。

立地基準については、農地位置は市街化調整区域内で農業振興地域内、農地区分は農用地区域内農地です。

一般基準について、転用事業に必要な資力および信用に関して、資金計画は自己資金、申請適格等は適合、過去の転用実績はあり、工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和6年11月30日まで。

被害防除について、隣接に対する措置は緩衝地を設ける、排水計画について、汚水は仮設トイレ、生活雑排水はなし、雨水は自然流下です。

現地は令和6年5月31日に確認しております。

次に番号4。譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]。施設の概要は農家住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、農地転用許可申請説明資料の7ページおよび8ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。

転用事業計画について、譲受人の自宅が国道13号河辺拡幅工事用地に掛かることとなり、新たな居住地を探していましたが、現在と同じ集落内に居住することを希望していることから、自宅の近くに位置する申請地を選定し転用しようとするものです。

立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農業振興地域内、農地区分は第2種農地です。

一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金、申請適格等は適合、過去の転用実績はなし。工事着工および完了の期間は、許可日から令和6年11月30日まで。土地改良区等からの意見書は、改良区管轄外のためなしです。

被害防除において、隣接に対する措置は建物の高さを加減する。排水計画において汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は水路放流です。

事務局 (勝田主席主査)	現地は令和6年5月31日に確認しております。 なお、番号1および番号4については、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。 説明は以上です。
議長	次に、現地調査の報告をしていただきます。番号1について、現地を調査した、齊藤又右衛門推進委員から報告を受けた、3番鈴木昇委員から報告をお願いします。
3番鈴木昇委員	3番鈴木です。この案件については、齊藤推進委員が現地を確認したということですので、雄和の県道沿いにある農地で、私もよく目に見ている場所です。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。
議長	次に、番号2について、現地を調査した5番関正美委員から報告をお願いします。
5番関正美委員	5番関です。5月31日に当該地を調査してきました。何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。
議長	次に、番号3について、現地を調査した鎌田一推進委員から報告を受けた私から報告します。 この場所については、最近まで基盤整備事業を行っていた業者が使用していた場所で、そこを再度活用することと、特段問題はないと考えますので、ご審議よろしく申し上げます。 次に、番号4について、現地を調査した三浦光一推進委員から報告を受けた、13番佐々木和昭委員から報告をお願いします。
13番佐々木和昭委員	13番佐々木です。6月2日に三浦推進委員より特段問題ないとの連絡を受けました。当該地は私の自宅から車で5分であり、私も現地に行って確認してきました。特段問題ないように思いますので、ご審議よろしく申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
一同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は番号1と番号4については、県農業会議への諮問が必要な案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を原案のとおり許可および許可相当とすることにご異議ございませんか。
一同	意義なし。
議長	異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を原案のとおり許可および許可相当とすることに決定いたします。

議 長	次に、日程第 6、議案第 27 号、農用地利用集積計画（令和 6 年度第 3 号計画）に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 （越前屋主任）	はじめに、所有権移転の 3 件について説明いたします。議案書は 5 ページです。 番号 1。受け手は[]。出し手は[]。土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。 これを含む合計 3 件となっており、すべて売買となっています。 続きまして、利用権設定について説明いたします。 まず、農地中間管理事業以外の 23 件について、議案書は、6 ページから 18 ページまでです。 番号 1。借り手は[]。貸し手は[]。 次に、農地中間管理事業の 20 件について、議案書は、19 ページから 46 ページまでです。 番号 1。借り手は[]。貸し手は[]。 これら合計 43 件について、土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。 以上、令和 6 年度第 3 号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議 長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に移ります。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	異議なしの声がありましたので、農用地利用集積計画（令和 6 年度第 3 号計画）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。 次に、日程第 7、議案第 28 号、非農地証明申請に関する件、1 件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 （勝田主席主査）	それでは議案について説明します。議案書の 47 ページをご覧ください。 番号 1。申請人は[]。 土地の所在は下新城小友字[]、面積は 499 平方メートル。登記地目、現況地目はともに畑。事由について、「平成 6 年頃から耕作されておらず原野化している。」です。 それでは、非農地証明申請説明資料の 1 ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。 現地は令和 6 年 5 月 31 日に確認しております。 番号 1 について、申請地の状況から『農地法の運用について』の制定について」第 4 の（4）のアに規定される「その土地が森林の様相を呈し

事務局 (勝田主席主査)	<p>ているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」により、農地に該当しないと考えられます。 説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、現地調査を行った7番、加藤淳委員から報告をお願いします。</p>
7番加藤淳委員	<p>7番加藤です。5月31日に伊藤推進委員、藤嶋推進委員とともに現地確認を行いました。私自身昔からよく通るところで、何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。</p>
一同	<p>なし。</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第28号、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>これをもちまして、議案の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時53分終了)</p>